

## 総務産業常任委員会審査報告

平成 30 年 9 月 21 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

総務産業常任委員会委員長 荒 川 詔 夫

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 48 号	いいづなりリゾートスキー場条例を廃止する条例	可 決
議案第 49 号	飯綱町菌体飼肥料製造施設条例を廃止する条例	可 決
議案第 50 号	飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 51 号	飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 52 号	飯綱町特別会計設置条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 57 号	平成 29 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 58 号	平成 29 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 59 号	平成 29 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 60 号	平成 29 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 61 号	平成 29 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 64 号	平成 29 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について	認 定

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

#### ○議案第 48 号 いいつなリゾートスキー場条例を廃止する条例

町有財産評価委員会資料における最低売却価格と町有財産売買仮契約書については、総務産業常任委員会において議論しながら中身を確認した。

契約書については弁護士による確認がされていることを確認した。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 49 号 飯綱町菌体飼肥料製造施設条例を廃止する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 50 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例

質疑①：井戸は売却物件に入らないとどこかに明記してあるのか。

回答①：公募の際に水利権については売却しないとしている。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

○議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例

質疑①：いこいの森・山村広場の場所はどこか。

回答①：スキー場下の水芭蕉園の駐車場及び遊歩道等である。後日、位置を示した図面を配布する。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

○議案第 52 号 飯綱町特別会計設置条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

○議案第 57 号 平成 29 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 58 号 平成 29 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 59 号 平成 29 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

質疑①：行政報告書 336～337 ページの表について、通常は左から右へ作成するため、28 年度と 29 年度では、28 年度が一番左にあるべきだと思うがどうか。

回答①：28 年度と 29 年度の対比を参照するために配慮したものである。

質疑②：行政報告書 339 ページの表は、なぜ 29 年度、28 年度の順に左から配置してあるのか。28 年度、29 年度の順でも良いのではないか。

回答②：検討したい。

意見③：339 ページの表は、29 年度分の箇所を全て太枠にし、見やすくして欲しい。

質疑④：料金体系として健全になるには、使用料をどれぐらい増額しなければならないか。

回答④：農集特会事業費が 3 億 6,500 万円、それに対し使用料収入 5,300 万円及び他会計繰入金 3 億 300 万円となっており、使用料の 6 倍程度の繰入をしている。同特会事業を企業会計に移行した場合、繰入金が無ければ水道事業を上回るほどの赤字になる。しかし、水道事業とは異なり、国からの繰入基準が相当額認められている。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

○議案第 60 号 平成 29 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

質疑①：使用料及び分担金に未納額があるが、その理由は何か。

回答①：使用料は現年度調定分及び過年度調定分の未納額であり、分担金は過年度調定分の未納額である。分担金の現年度調定分に未納額は無い。

質疑②：分担金 40 万円の未納者に、将来的に支払ってもらえる可能性はあるか。

回答②：1 世帯 40 万円であり、整備した当時に年当たり 8 万円の 5 年分で徴収した。公共マスは設置してあるが繋ぎ込み工事はしていない世帯があり、繋ぎ込み工事をする際には支払ってもらうことになる。不納欠損扱いすることができないため、滞納繰越している。

質疑③：使用料は年度により変動があるが、過年度と現年度の収納率はどのくらいか。

回答③：現年度のみだと収納率 99%、滞納繰越分の収納率 31%、過年度と現年度の合計だと収納率 97%弱である。

意見④：収納率を上げる努力をしてもらいたい。

質疑⑤：他会計繰入金が 1 億 4,700 万円と、前年度比で増額しているが、その理由は。

回答④：ストックマネジメント計画策定業務委託を当初想定していたが、県の指導により耐震診断を加味し精度を高めた。このことにより、年度内に業務が完了できず、平成 30 年度に明許繰越した。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

### ○議案第 61 号 平成 29 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：造成地の全体的な利用計画は。また、商工会の活性化に繋がる事業となり得るか。

回答①：土地の半分は住宅供給公社に委託し、5 棟 10 件の賃貸住宅を予定している。もう半分は町で宅地として分譲予定。町の方譲予定箇所については、商工会と協議しながら進めることも可能と考える。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

### ○議案第 64 号 平成 29 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について

質疑①：事業報告書の総括事項部分で、水道事業収益というのは営業収益と営業外収益の合計であるが、営業収益の中から給水収益のみがここに記載されていて分かりづらい。特別な意味があってこのような記載となっているのか。

回答①：本業の給水収益を記載したいということでこのような記載とした。

質疑②：事業報告書の総括事項部分の三水地区上水道のところ、ここに記載されている水道事業費用は 1 億 1,164 万円となっているが、1 億 1,163 万 9,000 円ではないか。

回答②：消費税の部分で金額調整してある。

質疑③：決算報告書の収益的収入のうち営業外収益について、消費税以外の主なものは何か。また、1 億 900 万円の予算で決算額が 7,380 万円余であるが、収入減となった理由は何か。

回答③：営業外収益は本業以外から得られる収益で、受取利息、他会計補助金、長期前受金戻入、特別修繕引当金戻入、雑収益、消費税還付金などである。また、予算に対して決算額が 3,500 万円少なくなっているのは、当初予算で旧浄水場解体のために特別修繕引当金戻入を取り崩して収益としようとしたが、実際は取り崩さなかったことによる。

質疑④：事業報告書において、牟礼上水道 137 万 7,000 円と三水上水道 990 万 4,000 円が純利益と記載されている。実際には大きな赤字があり、町からの繰入をしないとやっていけない状況にあるはずだ。このような書き方をすると、これから水道料を上げていきたいという時に、黒字になっているのに上げる必要はないのではないかという評価が出ると思う。もっと良い書き方があるのではないか。

回答④：今後、表記の仕方を検討させていただきたい。

討 論：なし

採 決：全員賛成で認定とした。

以上